

組合ホームページでも随時
情報発信中です是非ご覧ください

鹿島人材養成事業協同組合

検索

ホームページ
QRコード→



4月
卯月

春の日差し心地よい季節となり、いよいよ新年度がスタートし心機一転して物事に取り組むには良い時期となりました。

先月号でお伝えした新制度の「育成就労」について、3月15日に閣議決定がされましたので、情報については今月号の記事の中でご案内させていただきます。

■育成就労制度が閣議決定

3月15日に育成就労制度は閣議決定され、関連法案が国会に提出されました。法案が成立した後、**2027年までの施行を目指す**こととなります。

本人意向の転籍については「**制限できる期間を業種ごとに1～2年の間で設定**

「**日本語や技能などの条件を満たすことなど**」が条件となります。

また、**転職のあっせんに関わるのはハローワークや監理支援機関などに限定し**、民間の仲介業者は認めず、**不法就労などをさせた場合の法定刑の引き上げも法案に盛り込まれています**。

制度の運用等に関する詳細については、今後情報が確認でき次第、随時お伝えさせていただきます。



■ベトナム送出し機関の方が来日・受入れ先訪問

ベトナム送出し機関の担当者が来日され、各受入れ先企業への訪問をしました。訪問中は技能実習の視察、技能実習生へのヒアリング、受入れ先企業の方との対談などを行なわれ、技能実習生の実習態度の確認や生活面の指導の実施、送出し機関として対応が必要かを確認しました。



■インドネシア駐在指導員が3月より駐在となります

3月よりインドネシア駐在指導員の「**アンドレアン セプティアワン**」さんが弊組合事務所に駐在することとなりました。インドネシア技能実習生に対する通訳・相談などサポート体制を充実させるために協力していただきます。



■技能実習責任者の養成講習受講について

技能実習生を受入れるための条件の一つとして「**技能実習責任者**」があります。**この担当となる人は過去3年以内に養成講習を修了することが必要**となっています。

2021年の10月に養成講習の集団受講を行いました。その受講者の方の養成講習の受講の時期が近づいてきております。

現在**2024年8月又は9月に集団受講を予定**しております。日程の詳細が決定次第、受講対象者の方に順次ご連絡いたします。

また、集団受講の以外でも組合では、新規受入および、今後更新が必要な受入れ先企業担当者の皆様につきまして、必要な随時養成講習の申込手続き、講習のご案内をいたします。

講習のスケジュール調整など皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



■交通事故・労災・急病など緊急時の連絡についてお願い

技能実習生が仕事・生活で事故や急病などの緊急事態が発生した際に、受入れ先企業の皆様自身の対応と組合との連絡の手順をご案内させていただきます。

適切に対応するため**初動対応は受入れ先企業の皆様で行っていただくようお願いいたします**。

▶緊急時の対応手順

- ①事故・急病の状況確認と状態に応じて一刻を争うような場合は、受入れ先企業の方がただちに救急車の手配をしてください。**現地で状況がわかる方が素早く対応することが重要**です。
- ②初動対応した後に担当の組合指導員へご連絡ください。緊急搬送時など通訳が必要で、組合指導員が到着に時間がかかるようであれば電話対応いたします。
- ③組合指導員の対応がさらに必要な場合は時間や場所などの調整をお願いいたします。



◆技能実習生とよりよい関係を築くために (第12回)

技能実習生が早く職場に馴染み、技能実習を行うためには日本語のレベルアップが欠かせません。そこで、日本語教育アプリ「げんばのにほんご」の活用をお勧めいたします。

これは技能実習生が手軽に日本語学習できる、スマートフォン向けのアプリで、外国人技能実習機構が開発したものになります。

言語は英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、タイ語、タガログ語、ミャンマー語の8言語に対応しています。

対象職種は「機械・金属関係職種」、「食品製造関係職種」、「建設関係職種」、「農業関係職種」「繊維・衣服関係職種」の5職種に対応しています。

データ通信料以外は、アプリの利用料は無料となっており、技能実習生のスマートフォン所有率を考慮してもぜひ導入を検討していただきたいアプリとなっております。

この他にも、外国人技能実習機構のホームページには「日本語教育教材」が用意されています。こちらをあわせてご活用ください。

技能実習生が日本語を学びやすくしてあげましょう



げんばの日本語アプリQR

日本語教育教材QR

▶ iPhoneをお使いの方はこちら

▶ Androidをお使いの方はこちら



◆技能評価試験・試験前勉強会の取扱いについて

技能実習1年目と3年目に実施する「技能評価試験」と「試験前勉強会」は技能実習の一環となっており、労働時間に該当します。

技能実習生に対し不利益となる勤怠上の処理を行わないようにしていただくとともに、試験合格に向けてのご協力をお願いいたします。



■在留カードはいつでも携帯するよう技能実習生への指導をお願いします

在留カードは常時携帯することが必要で「入国審査官」「入国警備官」「警察官」等から提示を求められた場合には、提示する必要があります。

「家においてある」「●●に忘れた」等の説明をしても認められません。

在留カード不携帯の場合、20万円以下の罰金に処せられることがあります。

受入れ先企業の皆様におかれましては、定期的に在留カード携帯の指導と確認を行っていただくようお願いいたします。



■配属まもない技能実習生への指導対応について

入国した技能実習生は、入国前講習（各国送出し機関によるWEB講習）、入国後講習を経て、受入れ先企業の皆様の会社に配属されます。配属までには日本語や日本の習慣、礼儀やマナー、生活ルールなどを学びますが、生活し初めのころは十分身についていない人もみられます。

特に基本的な生活習慣につきましては、当組合職員も巡回指導において随時指導しますが以下の点について受入れ先企業の皆様にもご指導と状況確認をお願いいたします。



- | | |
|------------------------|------------------------|
| ・ 宿舍内外の物品の扱い方 | ・ 宿舍での過ごし方（周囲に迷惑をかけない） |
| ・ 電気、ガス、水道の使い方（ムダにしない） | ・ ごみの捨て方などその他の生活指導 |

■今後の行事予定

4月1日(月)	技能実習生入国 インドネシア・ベトナム	5月21日(火)	技能評価試験 鑄造・基礎級 場所：株式会社カトー
5月9日(木)	技能評価試験 鉄工・随時2級 場所：千田鉄工株式会社	5月22日(水)	技能評価試験 農業・初級 場所：成田国際文化会館
5月15日(火)	技能評価試験 鉄工・随時2級 場所：小松製作所 茨城工場	5月23日(木)	技能評価試験 鉄工・随時2級 場所：有限会社鈴木鉄工所

〒314-0254 茨城県神栖市太田 523-27

(発行) 鹿島人材養成事業協同組合

TEL 0479-46-0444

http://www.ns-group.co.jp/kkumiai/